



明るく住みよい地域づくりをめざして

# 公民館運営の手引



宮崎県教育委員会

宮崎県公民館連合会

# 目次

I	はじめに	
1	公民館へようこそ	1
2	公民館の種類（社会教育法より）	3
II	公立公民館	
1	目的と事業（社会教育法より）	
(1)	目的	5
(2)	事業	5
(3)	公民館における禁止事項	9
2	公民館の運営（社会教育法より）	
(1)	公民館の職員	9
(2)	公民館運営審議会	10
III	自治公民館	
1	自治公民館	
(1)	自治公民館の特性	11
(2)	自治公民館活動と自治会活動	12
2	目的と事業	
(1)	目的	13
(2)	事業	13
3	組織	
(1)	自治公民館の組織	14
(2)	自治公民館の機構	15
(3)	役員の任務、選出及び心構え	16
(4)	運営組織（例）	17
4	会計	17
5	施設・設備	
(1)	備えておきたい施設・設備	20
(2)	備えておきたい備品等	20
IV	これからの公民館	
1	これからの公民館の在り方	21
2	地域学校協働活動	
(1)	「地域学校協働活動」とは	23
(2)	公民館における地域学校協働活動	23
(3)	地域が学校と連携・協働することによる効果	25
(4)	地域と学校の連携・協働を充実させるために	25
	参考資料	
1	自治公民館規約（例）	(1)
2	自治公民館の使用規定（例）	(5)

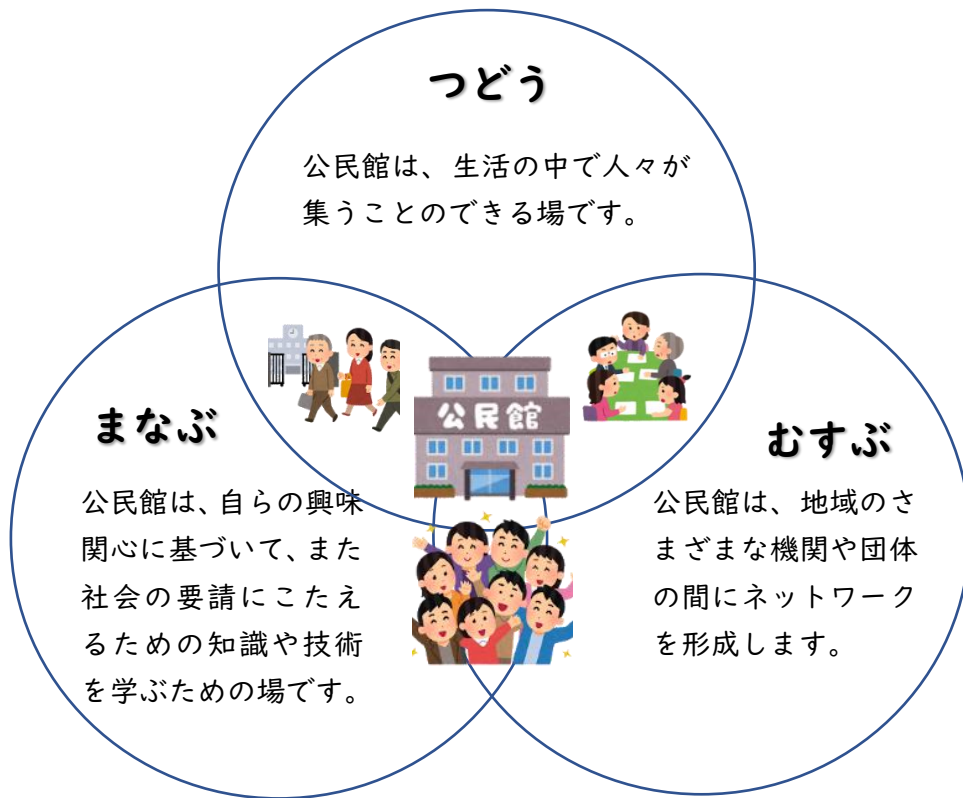
# I はじめに

## I 公民館へようこそ

公民館が、最も身近な社会教育施設として、公民館が生まれたのは戦後間もない昭和21年です。その後、日本は戦後の荒廃から立ち上がり、経済的に大きく発展を遂げることができました。

一方で、70年以上たった現在、私たちの生活は大きく変化し、現在は人口減少社会、少子高齢化、情報化、環境問題への対応など、多くの社会的課題を抱えています。

そうした中、公民館は地域ごとの社会的課題に対応するため、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習の施設としてその役割を果たし、人づくり・地域づくりに貢献しています。



公民館は、教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系のなかに位置付けられています。教育基本法では、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(第一条)とされています。さらに、社会教育については、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」(第十二条第1項)とされています。

公民館は地域住民にどのように役立っているのでしょうか。

### ① 学習拠点として

公民館は、「教育基本法」のなかで法的に位置付けられている教育機関です。「社会教育法」という法律によって、その目的などが規定されています。小学校や中学校は学齢期の子どもが対象なのに対して、公民館は年齢を問わず、また所得や性別、国籍などを問わず、原則としてその地域に住んでいれば利用ができます。

### ② 避難所として

災害が起こったとき、だれでも避難できる身近な公共施設として役立っています。多くの自治体では、公民館は第一次避難所や第二次避難所に指定されています。テレビなどのメディアでも災害が起こると公民館が避難所になっている様子がよく報道されます。



### ③ 集会所として

公民館は、人が集える場所として利用されています。サークルやグループの活動場所ばかりでなく、町内会・自治会の集まりやその他NPOなどの活動を行う場所として、地域に住む人たちに開かれています。



### ④ 出会いの場所として

公民館は多くの人が集う場所です。そこでさまざまな人とface to faceで出会ったり、職員や仲間をとおしてつながりやネットワークができたりします。つながりができることで、今まで自分の知らなかった世界、地域、人、ものに出会うことができます。

### ⑤ 地域づくりの場として

戦後間もない頃は、それぞれの地域おこしを行う場所として、公民館は期待されていました。公民館はもともと、郷土振興という目的があったからです。現在でも、教育機関という枠を超えて、地域をよりよくする機関として役立っています。



### ⑥ 生きがいづくりの場として

公民館に来て、さまざまな人と知り合って、自分のしたい趣味や活動ができて、生き生きと暮らしている人はたくさんいます。生きがいを持って、人とのつながりのなかで生活している人は、健康寿命が長いと言われています。地域に住む人が生き生きしていれば地域も輝いていきます。

## 2 公民館の種類（社会教育法より）

公民館というと、幼い頃に子ども会などで利用したことがあったり、町内会の祭りで使ったことがあったり、会議で使ったことがあったり、人それぞれに公民館のイメージは違うことと思います。運営を自治会が担っている公民館、市町村職員が担っている公民館、民間に委託している公民館など、これらを全て公民館と呼んでしまうため、公民館について議論するときは、どのような公民館のことを話題にしているのか、確認する必要があるときもあります。

### 社会教育法 第五章 公民館

#### （公民館の設置者）

第二十一条 公民館は市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### （公民館類似施設）

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

公民館は大きく分けて2種類あります。

ひとつは、市町村が設置し、管理・運営をしている公立公民館（条例によって市町村が設置しますので、条例公民館ともいいます）、もうひとつは、町内会等の地域住民が建設し（一部は市町村から建設費の助成があります）自主的に維持管理している自治公民館（公民館類似施設）です。

全国の公立公民館の設置状況は、平成11年度の18,257館をピークとして、平成30年度には13,344館まで減少しています。この背景には、市町村合併等による公民館の統廃合、首長部局に移管してのコミュニティセンター化など、さまざまな組織改革が見受けられます。

	公立公民館	自治公民館
組 織	社会教育法に基づいて市町村が設置する社会教育機関	地域住民が自治的に運営する組織団体
管理運営	主に市町村教育委員会が管理運営	施設は主に各地区で管理 運営は地域住民による
職 員	主に市町村教育委員会の職員	専任職員はなし
事業と活動	各種学級講座の開設 社会教育団体の育成 自治公民館への支援や協力 広報の発行 職員の資質向上研修 避難所の運営 住民や各団体への貸館 等	交流による地域づくり 住民交流を目的とした年中行事 子どもや高齢者を対象とした行事 スポーツ大会 学習会 趣味・サークル活動 等
経 費	市町村の予算（一部の経費を住民が負担する場合もある）	地域住民の負担（会費） 一部、市町村の補助

※「地域公民館活動の手引き」（佐久市中央公民館）参照

#### 【公立公民館と自治公民館の関係について】

「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成15年6月6日文部科学省告示第112号）  
第6条第2項

公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

#### 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について」（通知）

令和元年6月7日に公布・施行されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によりますと、**教育委員会**が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、**社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。**となりました。

つまり、公立公民館を地方公共団体の長が所管することができるようになりました。ただし、社会教育の適切な実施を確保するために、教育委員会に意見を聴いたり、協議をしたりすることが必要となります。

## II 公立公民館

### I 目的と事業（社会教育法より）

#### (1) 目的

公民館が、他のコミュニティ関連施設と大きく異なる点は、教育基本法や社会教育法などの、教育法体系の中に正当に位置付けられていることです。

社会教育法の中には、以下のように公民館の目的が示されています。

#### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業

公民館の事業については、社会教育法二十二条に以下のように示されています。

各事業は、住民本位であること、住民の生活と生活場所である地域に密着すること及び生活と地域を取り巻く社会的・時代的背景を的確に把握することなどに留意して計画していきます。

#### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

公民館は、住民が様々な課題に気付き、学習・文化・交流活動をとおして、自ら解決していく力を育む事業を組み立てることが大切になります。

「公民館のあるべき姿と今日的指標・総集版」(全国公民館連合会編)では、進展する社会の中で、公民館はどのような事業を目指すべきかについて、次のように紹介しています。

## 〈地域生活に根ざす事業〉

### 憩いの場と機会の提供

- ・ 親睦の場として、談話室（ロビー）を常に開放すること
- ・ 軽スポーツ・ゲーム・ダンス・野外活動など、社会教育・レクリエーション活動の場と機会を提供すること

### 集会の場の提供

- ・ 地域内の機関・団体・小集団などの集会その他の行事に会場を提供すること
- ・ 住民の生活改善などのために施設・設備を提供すること

### 住民相談

- ・ 専門家・専門機関の協力を求めて、住民の生活相談に応じること
- ・ 教育・法律・健康などについての相談を他の機関に紹介・斡旋すること

### 年中行事

- ・ 教育的な意義をもつ諸種の年中行事を行うこと
- ・ 郷土の伝統的・民族的諸行事に協力すること

### 調査と資料収集

- ・ 公民館活動に必要な地域の実態・住民の意識などの調査を行うこと
- ・ 図書・新聞・雑誌・小冊子・切り抜きなどの資料を選択・収集し又は自作し、これを適宜整理・配置して住民の利用に供すること
- ・ 絵画・写真・図表・映画フィルム・スライド・レコード・録音テープ・実物・標本・模型などの視聴覚資料を選択・収集し又は自作して住民の利用に供すること
- ・ 郷土資料・行政資料などを収集・保存して住民の閲覧に供すること

### 広報活動

- ・ 公民館活動を周知徹底させるための広報を行うこと
- ・ 地方自治に関する必要な資料を提供し、住民意思の伸長を図ること
- ・ マス・コミュニケーションを積極的に利用すること

## 〈地域連帯を強める事業〉

### 機関・団体等の連絡・調整・援助

- ・ 公民館を利用する個人及び団体の連絡・育成を図ること
- ・ 地域・職域における小集団の活動を援助すること
- ・ 地域における各機関・団体などの行う社会教育活動相互の連絡・調整を図ること

### 機関・施設・団体との連携

- ・ 広域に共通な事業を近隣の公民館と共同で実施すること
- ・ 広範な領域にわたる事業を他の機関・施設・団体と共催すること

### 人材の開発と活用

- ・ 地域における有志指導者・専門家の発掘に努め、その社会的活用を図ること

### 世論の形成

- ・ 地域住民の連帯感を強め、市民性を高めて、世論の形成を助けること



## 〈生活文化を高める事業〉

### 学級・講座の開設

- ・ 市民的教養並びに生活・職業技術に関する多種多様な学級・講座を開設すること
- ・ 専門的・学術的な講座の開設と大学開放講座の誘致に努めること
- ・ 通信教育の受講を援助すること

### 講演会などの開催

- ・ 教育・学術・文化・産業・経済・政治等に関する講演会・討論会・講習会・発表会・展示会などを実施すること

### 学習・創造活動の助長

- ・ 住民の要求と地域社会の要請に応じて、学習活動を援助すること
- ・ 音楽・美術・文芸・演劇など文化創造活動のための機会と場を提供すること

### 教具・学習資料の供与

- ・ 楽器、実験・実習器具、体育・レクリエーション用具などを、個人及び団体の活動のために供与すること
- ・ 学習に要する資料を、学習過程に即して編成し、供与すること

### 学習の方法・技術の開発

- ・ 社会教育の方法・技術について実践的研究・開発を行い、その普及を図ること

また、県内の公立公民館では、以下のような講座が行われています。

(令和元年度調べ)

(例)



イタリアン料理	ゴルフ講座	野菜づくり講座	茶道教室	英会話教室
絵手紙教室	みんなでカラオケ	はじめての護身術	消しゴムはんこ	
ミニテニス	カゴ作り教室	eラーニング	ノルディックウォーキング	
私のお弁当	陶芸教室	プログラミング	健康太極拳	似顔絵講座
ウッドフラワー	薬膳カフェ講座	お寺で座禅を体験	かしこい消費者講座	
笑いヨガ講座	防犯教室	ボクササイズ講座	筆文字アート講座	囲碁教室
ふるさと歴史教室	水彩画教室	健康吹き矢	かわいい水引アレンジ教室	
みやぎきの神話	南海トラフに備えて	みやぎきの食	共生社会	

次のページには、各市町村で行われている講座とその内容の一部を紹介しています。

【市町村で実施されている講座の例】

講座名	内容	対象
宮崎の祭り唄	宮崎の夏まつり唄や盆踊り唄を皆で一緒に楽しく歌う。	一般
図書館司書と読書会	図書館司書を囲んでの楽しい読書会。皆で決めたテーマで取り組む。	
ママさんドクターの魔法のことば	子育てで大切なこと、心と体の発達のことなど、不安や悩みの多い子育てのヒントになるお話。	親子
ひむか元氣塾	心身ともに健康が保てるよう様々な分野の学習に励み、無理なく楽しく学び、生きがいづくりにつなげる。	高齢者
綾の自然と文化を楽しむ	綾の自然と文化に触れる。	
自然健康法	自然健康法を学び生活習慣を見直しながら健康づくりに取り組む。	
スマホ教室	スマートフォン・アイフォンの便利な使い方・機能を覚える。	
親子運動教室	キッズ体幹トレーニングや頭と身体を使ったゲームなど、親子で楽しく運動する。	幼児年長～小学校低学年と保護者
絵手紙	四季折々の花や野菜を題材に、心に残る絵はがきを描く。	
日南ふるさと学	日南の歴史や人物、産業、地質、動植物などについて学ぶ。	
おもてなしの英会話	基礎を学んで、接客や観光の説明を英語でできるようになる。	
私のお弁当	栄養バランスを考え、年齢に合わせたお弁当を作る。	小1～中3
子ども絵画講座	絵の描き方を基本から学ぶ。	小中学生
盆踊り講座	吉田盆踊りを覚え学ぶ。	18歳以上
歴史講座	郷土の歴史の講話と史跡見学。	
高鍋学園	健康、社会問題等を学ぶ。	60歳以上
男の料理教室	料理の基本を学ぶ男性限定の料理教室。	男性
心とからだにやさしい体操教室	日常生活の中で行える体操やストレッチ、日常に必要な筋トレ等いろいろな体操を通じて、リフレッシュする。	
女性学級	教養と身近な生活課題について学習し、会員同士の親睦を図る。	女性
押し花教室	押し花を材料にした小物づくり	
郷土料理名人養成講座	薬膳の知識も学ぶことができる郷土料理講座	
かしこい消費者講座	知っておきたい食品表示や、くらしのなかの契約、整理収納などを学ぶ。	
さわやかカレッジ講座	健康や生活全般、地域や防災など身近な内容とともに、芸能や運動、経済、歴史・文化などを学ぶ。	高齢者
のべおか郷土塾	広く延岡を紹介し、歴史、文化、産業、自然などを現地に行ってみ聞し学ぶことにより、充実した市民生活の手助けをする。	
いっしょに学ぼう「介護食」	食について学びながら、食べる人も作る人も笑顔になれる介護食づくりを体験する。	18歳以上

講座名	内容	対象
英語で cooking	外国人と料理を作って食べる体験学習で、英語で考える「英語脳」をめざす。	18歳以上
いきいきセミナー	音楽・折り紙・視察研修・茶道など多彩な内容で楽しく学ぶ。	60歳以上
ねんりん塾	心豊かで幸せな人生を送るため、身近な暮らしや健康のこと、芸術や文化、自然・環境など幅広く学び、心や体をほぐす軽い運動なども取り入れた活動を行う。	概ね65歳以上
かどっこキャンパス	「見たい！知りたい！やってみたい！」を体験する。	小3～5
木育教室	ものづくりを通して、親子の絆や自然とのつながりを感じる。	親子
里歩き教室	町内の3集落を巡り、里々に息づく文化遺産や風土を散策する。	

※ 県内で令和元年～2年度に開催された講座より

### (3) 公民館における禁止事項

社会教育法二十三条は、公民館が行う事業が非営利、政治的中立、宗教的中立という基本的性格を持っていないことを示しています。

#### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

## 2 公民館の運営（社会教育法より）

### (1) 公民館の職員

社会教育法において、公民館に置くべき職員（館長、公民館主事）とその職務内容についても規定されており、公民館の活動を維持・発展させる上で大きな役割を果たしています。

#### (公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

公民館職員の仕事は、公民館の教育事業を計画、自ら実施すること及び住民グループ、団体活動への支援（情報提供、学習スペースの提供など）を行い、地域の学びが盛んになり、地域づくりにつながるようにしていくことなどがあります。

### 【事業企画・実施】

公民館が主催する学習活動、講演会などの企画を立て、実施します。

### 【情報収集・提供】

学習者・グループにあった学習情報の収集・提供や地域の情報を収集し、住民に提供できるように整え、発信します。

### 【調整・連携】

住民と住民、行政と住民、諸機関などとの連携を行い、地域活動のコーディネーターとしての役割を果たします。

### 【施設の維持・管理】

利用者が快適に、便利に使えるよう、施設の維持管理を行います。

### 【支援・環境醸成】

地域のグループ・団体の活動や運営が円滑にスムーズに行われるよう、公民館スペースの貸出しを含め、要請に応じて必要な情報提供を行ったり、相談に応じたりして、地域の学習活動、地域活動が盛んになるようにする、「縁の下の力持ち」としての役割です。



## (2) 公民館運営審議会

公民館は住民の意見を大切にして運営しなければいけません。その住民の意思を反映させる機関として、公民館運営審議会の設置が奨励されています。

### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

## Ⅲ 自治公民館

### Ⅰ 自治公民館

私たちの地域には、以前から朝夕最も身近な向こう三軒両隣から広がる地域集落で、町内会・自治会・振興会・通り会・団地会などいろいろな呼び名の自治組織がありました。

この自治組織は、地域住民が協力し、住民の総意と工夫により明るく住みよい地域づくりを目指す組織でした。そして、この組織は地域住民の学習や話し合い、実践活動を行う施設を持っており、これは公民館・公会堂・集会所・町内会事務所などいろいろな名称で呼ばれていました。

宮崎県公民館連合会は、昭和47年の総会で、これらの組織・施設を「自治公民館」と総称することを申合せ、現在ではこの名称が使われています。

自治公民館は、社会教育法四十二条では「公民館類似施設」に位置付けられ、市町村の公立公民館・地区公民館と区別しています。自治公民館の中には、施設を設置しているものと、そうでないもの（俗称「青空公民館」と呼んでいる）とがあります。

#### (1) 自治公民館の特性

最も住民の生活の近くに存在して、住民とともに歴史をもつ自治公民館には以下のような条件が求められています。

##### ① 自主運営の原則

住民たちの手による運営組織が存在し、その責任者も住民代表がこれにあたります。また、多くはいくつかの専門部組織を持っていて、その各部に住民の多数が参加します。

##### ② 自主財源の原則

施設そのものを設置する際には、その財源を住民の共有財産や住民の寄付を合わせて設置するタイプが多く見受けられます。また、経常的な運営費・事業費も公的な援助を得て、それに住民たちの会費や寄付金や参加費を合わせて行っています。

##### ③ 自主企画の原則

特に事業については、各専門部や館の責任者の手によってそれが決定されるのが原則です。これらの決定に際して、公立公民館の職員が相談にのることもあります。また、自治公民館と公立公民館が共同で事業を展開することもあります。しかし、原則はあくまでも住民の自主的な企画であることは言うまでもありません。

#### ④ 地域形成の原則

自治公民館は、住民の連帯感や共同性をつくり上げていくために運営と事業を行うものであります。地域を住みよく豊かにするために、あらゆる方策を創出し、実施していく施設です。しかも、このために、幼児から高齢者までもが地域活動において一役を演ずるように演出する本部でもあります。

#### ⑤ 生涯学習施設という原則

自治公民館は、単なる学習の場ではありません。知識の吸収の場に止まらず、全住民が参加して協力し、活動することを通して、各人が自らを高め、相互に高め合う施設です。ともに生きる中から、ともに学び、ともに連帯する生涯学習施設だと言っても過言ではありません。つまり、「つどう」「学ぶ」「おすぶ」そして、「育て、高めること」が連動して進められる真の生涯学習施設です。

### (2) 自治公民館活動と自治会活動

自治公民館活動と自治会活動がよく混同されることがないでしょうか。以下の表のように自治公民館活動と自治会活動が異なっていることを理解することも大切です。

	自治公民館活動	自治会活動
性 格	教育機関	自主的共同管理機関
施設の利用	講座・学級・学習・懇談会・レクリエーションなど	主に集会
組織と運営	各種団体・機関の代表で組織し、住民の要望、意見をもとにした運営	世帯主の代表によって組織し、市町村の行政と相互協力及び連携
事業の内容	学習活動が中心	自治組織活動が中心
市町村行政との関係	教育委員会との関係が中心	総務部局との関係が中心
公立公民館との関係	公立公民館との事業連携や公立公民館職員からの協力や支援	特になし

## 2 目的と事業

### (1) 目的

公民館の目的は、地域住民のために実際生活に即する教育的事業を行い、教養の向上、健康の増進等を図り、生活文化や社会福祉の増進に寄与することです。住民に最も身近な自治公民館にも、住民の学習と実践につながる以下のような目的があります。

- ・ 地域内の課題解決
- ・ 共生・協働の学びと連帯感の醸成
- ・ 住民の健康増進
- ・ 安全・安心で活力ある地域づくり
- ・ 青少年の健全育成及び高齢者、障害者等への支援
- ・ 市町村行政や学校、関係団体、NPO等との連携

### (2) 事業

自治公民館の事業は、乳幼児から高齢者までの幅広い地域住民を対象にしています。また、地域住民の意思を反映した活動が行われることを基本としています。

#### ア 事業例



## イ 事業の進め方

事業を進めるにはどのような手順で行えばよいでしょうか。事業を進める手順の参考例を紹介します。

- 1 **地域住民の声を聞く**  
↓  
どのような内容の事業にするか、地域住民の声をよく聞き、地域で起きていることや自治公民館に対する要望を集めます。
- 2 **事業の企画をする**  
↓  
何を目的に、誰を対象にするのか、具体的な実施計画を立てます。開催時期や予算などについても計画します。
- 3 **協議する**  
↓  
まとめた原案を役員会等で協議していきます。実施可能なのか、そうでないのか、どのように実施するのか意思の統一が必要になります。
- 4 **協力者等の依頼をする**  
↓  
運営に協力してもらう関係団体に協力の依頼をします。その際、役割分担は明確にしておきます。
- 5 **事前準備会を行う**  
↓  
事業に協力してもらう方々を集めて、事業実施に向けて詳細な打合せを行います。
- 6 **地域住民へ呼びかけを行う**  
↓  
「〇〇自治公民館だより」や掲示板などで事業の内容を地域住民に知らせます。
- 7 **事業を実施する**  
↓  
地域住民の方々が達成感・充実感を味わえるような工夫をします。
- 8 **振り返りを行う**  
事業の結果について振り返りを行い、良かった点、上手くいかなかった点について記録し、次回に生かせるようにします。また、結果を地域住民に知らせる工夫もします。

## 3 組織

### (1) 自治公民館の組織

公民館活動を効果的に円滑に進めていくためには、地域の実態に即した組織・機構をつくる必要があります。それは全地域住民による自治的活動のしくみであり、住民の意思が十分反映され、住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければなりません。

組織の基本的な在り方として次のことがあげられます。



- ア 全地域住民の意見を反映して運営される民主的な組織であること
- イ 住民の役割が明らかにされ、住民全員の参加によって運営される協力的な組織であること
- ウ 学習活動と実践活動が一体的になされる自主的な組織であること
- エ 議決機関としての総会と執行機関としての役員会や部会があり、その役割や相互関係が明確であること
- オ 地域に組織されている婦人会・青年団・子ども育成会・PTAその他各種団体との連携がなされること
- カ 県や市町村が提唱し実施している運動を積極的に取り入れること
- キ 市町村教育委員会等との連携を図るための位置付けが明確であること
- ク 自治公民館の運営を自主的に行うため、基本となる規約を全住民の意思によって決定すること

(2) 自治公民館の機構

自治公民館には、議決機関と執行機関とが考えられますが、実際はその両面をもつ場合が多く、規約に明記された役割に従って運営されています。

総会、役員会、部会、班会では、それぞれの役割を明確にするとともに、会議の内容や事業の在り方について、一定の方針を立てられていることが大切です。

総 会	総会は、全住民の総意を集結する最高の議決機関です。そのため、自治公民館の総意を問わなければならない規約の改廃、事業計画並びに予算・決算の審議と承認、役員を選出、その他重要事項について審議決定する機関となります。
役員会	役員会は、館長、副館長、書記、会計、監事、部長、班長などの役員で構成され、館の事業の企画、運営を直接担当する執行機関です。館の事務はもちろん、諸会議の原案の作成や資料の準備、予算・決算の執行などを行い、館の円滑な運営を図る中核的役割を持つことが望まれます。
部 会	部会は、自治公民館の年間の事業を具体的に運営します。その構成は、地域の実情や課題によって違ってきますが、部長を中心に活動を進めていくことが大切です。さらに、部員の構成や役割、事業内容等を明らかにするとともに、他の部との連携を密にしていくことも大切になります。
班 会	班会は、最も身近な活動の単位であるとともに、自治公民館における活動の基本集団です。そのため、班に属する住民の意見を吸い上げて全体へ伝える場合と、総会や役員会で決定されたことを住民へ知らせるという大切な役割をもっています。

### (3) 役員の任務、選出及び心構え

#### ア 役員の任務

役職名	任 務
館 長	自治公民館を代表し、館務を統括する。
副館長	館長を補佐し相談役となり、館長が不在のときは、その職務を代行する。
書 記	総会、役員会等の議事の記録や事業についての状況を記録し、公文書等を整理保管し、文書作成等の文書事務を担当する。
会 計	館長の命によって、経費に関する諸帳簿の作成等会計事務を担当する。
監 事	会計や業務が正しく行われたどうかを監査し総会において報告する。
部 長	部の代表者として、事業計画による業務の執行にあたる。
班 長	班の代表者として、班員の意見や要望等を役員会に反映させ、役員会等で話し合われたことや連絡事項を班員に報告する。

#### イ 役員の選出

役員は自治公民館活動の要です。したがって、選出や役員の資質向上は極めて大切です。選出にあたっては、計画的、継続的に行うよう留意しましょう。また、館長や一部の役員に任務が過重にならないよう住民参加・参画の機会を拡充して役割分担するなどの工夫を図りましょう。

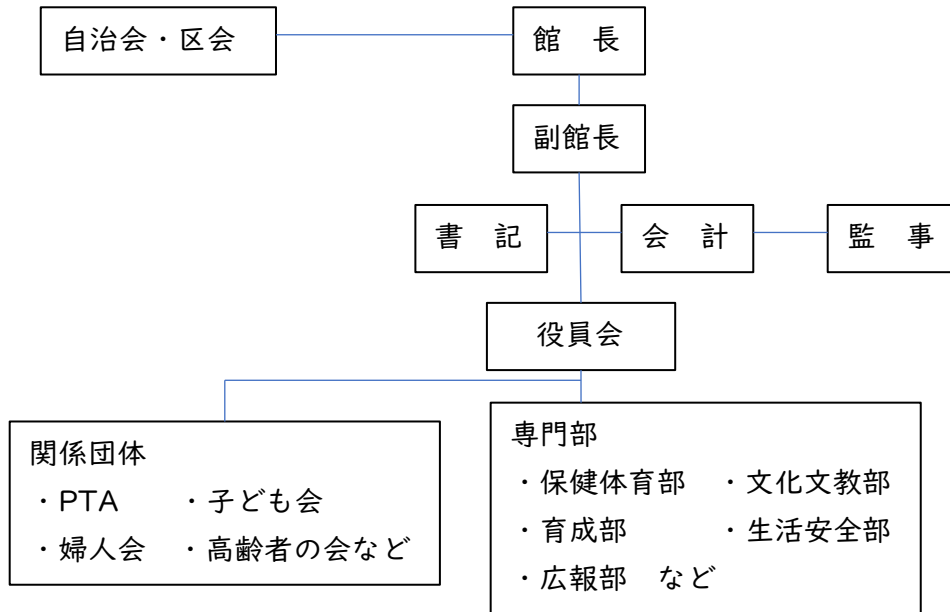


#### ウ 役員の心構え

公民館活動を促進するための役員の心構えとして次のようなことが考えられます。

- ・ 地域住民の願いや要望を大切にし、活動目標をはっきりさせ事業計画を立てる。
- ・ 意見を聞きながら、協力して企画・実践する。
- ・ 地域住民とともに考え、ともに行動する。
- ・ 他の機関や団体・専門部等と連携し、連絡・調整に努める。

(4) 運営組織 (例)



4 会計

自治公民館は住民の自主的な組織によって運営され、地域住民の拠出する会費を主な財源としています。したがって、以下のようなことに留意する必要があります。

- 限られた予算であるので、その年度の重点項目を決めて、運営が活発になるよう配慮すること
- 市町村の補助事業を積極的に導入し、効果的な事業を推進するよう努めること
- 研修的事業や役員研修会は、中央公民館や地区公民館などの事業と連携して行うように配慮すること
- 決算を明確にし、結果を総会や公民館だより等で全住民に知らせ、理解が得られるように努めること

〈収支予算書の形式 (例)〉

令和〇年度〇〇自治公民館収支予算書

収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費				会費〇〇円×〇〇世帯×12月
収益費				事業収入、共同作業収入など
使用費				公民館使用料など
補助費				市町村、振興会などの補助金

寄附金				寄附金
繰入金				特別会計など
繰越金				前年度繰越金
雑収入				預金利子など
合 計				

## 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備 考
報 酬				館長、副館長、会計など
会議費				総会、役員会など
報償費				表彰、謝礼金
旅 費				会議などの出席
事務費				
1 消耗品費				用紙、文房具など
2 食糧費				来客接待費など
3 印刷製本費				総会資料、その他
4 通信運搬費				切手、はがき、電話料
5 借料及損料				公民館敷地借上料
6 備品購入費				ストーブ、扇風機など
設備管理費				
1 報償費				謝礼
2 燃料費				プロパン、灯油など
3 光熱水費				電気料、水道料
4 修繕費				
5 保険料				火災保険等
事業費				
1 総務部費				役員研修、敬老会
2 文化教養部費				各種講座、文化祭
3 保健体育部費				運動会、ミニバレーボール大会
4 生活安全部費				交通安全運動費、防犯活動費
5 広報部費				公民館報、お知らせ
6 育成部費				子ども遊び場整備、遊具
助成補助金				子ども会などへ助成
慶弔費				お祝い、お見舞い、香典
積立金				施設改築積立



## 5 施設・設備

自治公民館は、地域内のだれもが集まりやすく、親しみやすい便利な施設であるように整備したいものです。

### (1) 備えておきたい施設・設備

- ア 集会ができる施設・設備
- イ 気軽に話合いや学習ができる施設・設備
- ウ 図書・資料などが活用できる施設・設備
- エ 視聴覚機器が利用できる施設・設備
- オ 実習や調理ができる施設・設備
- カ 展示ができるスペース等を備えた施設
- キ ステージの付いたホールのある施設
- ク 事務室を備えた施設
- ケ ゲートボールやグラウンドゴルフ等ができるスポーツ広場を備えた施設
- コ 放送施設を備えた施設



### (2) 備えておきたい備品等

分類	備品等 (例)
学習	座机、長机、椅子、テーブル、黒板 など
資料	図書、新聞、展示資料 など
視聴覚	テレビ、DVD プレイヤー、プロジェクター など
体育等	スポーツ用具、遊具、趣味・娯楽用具 など
調理	炊事用具、接待用具、調理用具 など
施設	冷暖房用具、時計、消火器、営繕用具、掲示板、清掃用具など
事務	事務机、椅子、黒板、行事板、電話機、コピー機、キャビネットなど
防災	懐中電灯、携帯ラジオ、ハンドマイク、担架、ヘルメット、マット、簡易トイレ、救急箱、毛布、ロープ、ジャッキ、ポンプ、非常食、飲料水、町内会地図、防災マニュアルなど

## IV これからの公民館



### I これからの公民館の在り方

公民館は、家庭・地域の教育力向上や地域づくりの拠点として地域住民に対して学習機会を提供する最も身近な社会教育施設です。

平成30年度に中央教育審議会から出された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策（答申）」には、これからの公民館について、以下の8つの役割が示されました。

- 住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割
- 学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割
- 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割
- 地域の防災拠点としての役割
- 地域学校協働活動の拠点としての役割
- 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- 外国人が地域に参画していくための学びの場としての役割

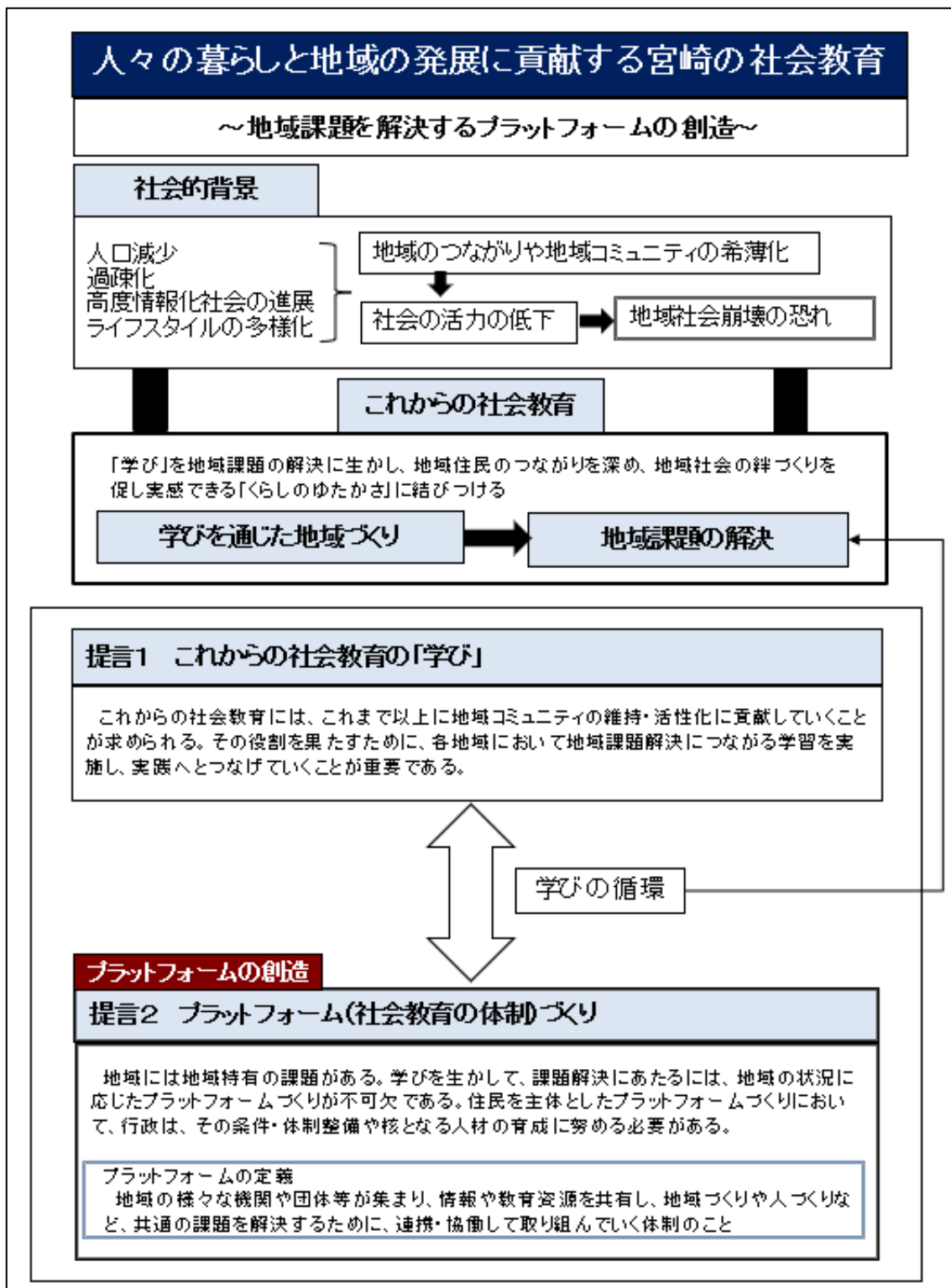
また、令和元年に宮崎県社会教育委員会議により「人々の暮らしと地域の発展に貢献する宮崎の社会教育」～地域課題を解決するプラットフォームの創造～が提言書として出されました。これからの宮崎の社会教育の学びの在り方やプラットフォーム（社会教育の体制）についてまとめられています。今後の公民館の在り方について参考になりますので、ぜひ御一読ください。

### 提言1 これからの社会教育の「学び」

これからの社会教育には、これまで以上に地域コミュニティの維持・活性化に貢献していくことが求められる。その役割を果たすために、各地域において地域課題解決につながる学習を実施し、実践へとつなげていくことが重要である。

### 提言2 プラットフォームづくり

地域には地域特有の課題がある。学びを生かして、課題解決にあたるには、地域の状況に応じたプラットフォームづくりが不可欠である。住民を主体としたプラットフォームづくりにおいて、行政は、その条件・体制整備や核となる人材の育成に努める必要がある。





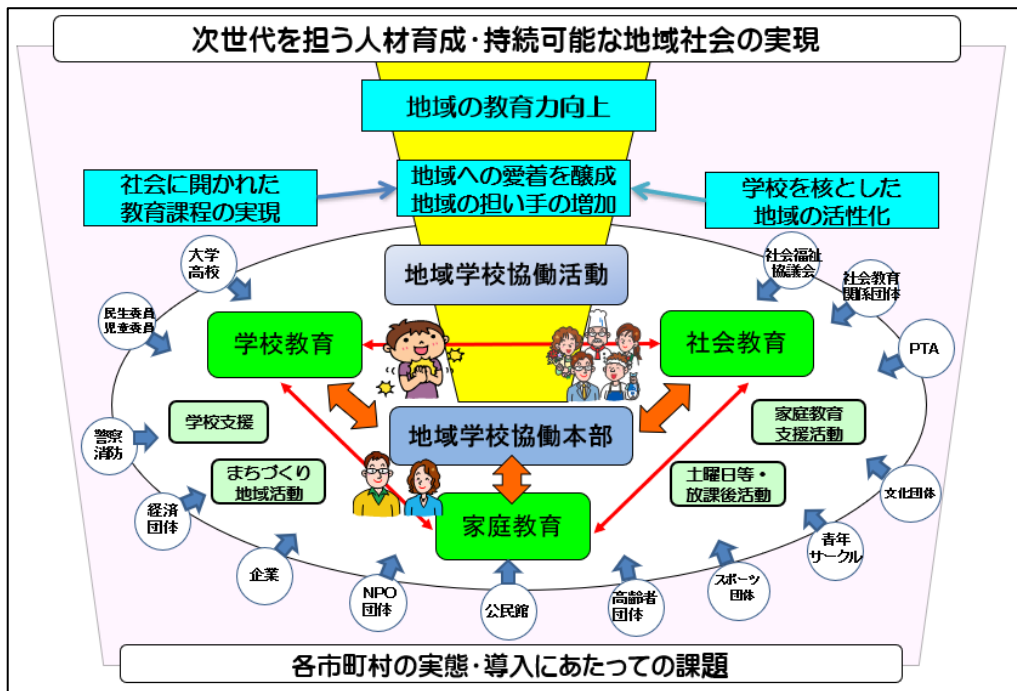
## 2 地域学校協働活動

### (1) 「地域学校協働活動」とは

平成29年3月の社会教育法改正により、地域学校協働活動が法律に位置付けられました。地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域学校協働活動は、地域全体の新しい人づくり・つながりづくりの機会として大きな可能性を持つものです。子どもに関わる活動への多様な地域住民の参加や、子どもたち自身の地域への関わりをきっかけとし、防災や福祉といった、地域づくりに関する新たな課題に対応するための学びと活動の輪が、これまでの取組の成果や課題も踏まえ、世代を超えて循環していくことが期待されています。

【地域学校協働活動の概念図】





### (2) 公民館における地域学校協働活動


社会教育施設である公民館には、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められています。さらに、これまで公民館が培ってきた


地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれています。


例えば、次のような活動が考えられます。

<p><b>学びによるまちづくり</b></p> <p><b>地域課題解決型学習</b></p> <p><b>郷土学習</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行したりする活動</li> <li>■ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする活動</li> <li>■ 地域の産業や商店街の職場体験、郷土の伝統・文化芸能を学び伝承する活動</li> </ul>	 <p>伝統芸能の継承活動（小林市） など</p>
---	---	--

<p><b>地域行事イベント</b></p> <p><b>祭り</b></p> <p><b>ボランティア活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもたちが地域でのイベントや伝統行事、お祭りなどに、企画・運営の段階から参画する活動</li> <li>■ 地域イベントにおけるボランティア体験</li> <li>■ 伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画</li> </ul>	 <p>地域をPRする活動（日南市） など</p>
--	---	--

<p><b>放課後子ども教室</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幅広い地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、多様な学習・体験活動や交流活動</li> <li>■ 「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童クラブと一体的に又は連携した実施による総合的な放課後対策を目指した活動</li> </ul>	 <p>放課後の遺跡巡り（三股町）</p>
------------------------	--	--

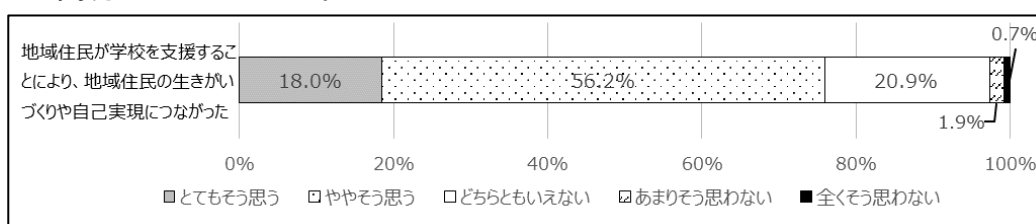
<p><b>家庭教育支援活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親子の「学び」と「育ち」を促すために、学びの機会や情報の提供、悩みや不安の相談活動等を行い、家庭の教育力の向上を支援する活動</li> <li>■ 参加体験型で子どもとのかかわり方などを学ぶ「みやざき家庭教育サポートプログラム」の実施</li> </ul>	 <p>子育て相談サロン（都農町）</p>
------------------------	---	--

<p><b>学校に対する様々な教育活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 従前より学校支援地域本部で行われてきた学校に対する協力活動</li> <li>(例) ・ 登下校の見守り ・ 本の読み聞かせ</li> <li>・ 花壇や通学路等の学校周辺の整備</li> <li>・ 各教科の授業補助 ・ 部活動支援</li> </ul>	 <p>数学科での授業支援（延岡市）</p>
-----------------------------	---	---

### (3) 地域が学校と連携・協働することによる効果

#### ① 地域住民への効果の観点から

- ・ 地域と学校の連携・協働をとおして、地域の子どもたちや教職員と顔なじみになったり、他の地域住民との交流が図れたりし、地域のつながりを深めることができます。
- ・ 地域の未来を担う子どもたちを、地域住民自らの手で育てることができま
- す。
- ・ 教育活動に参加することが、地域住民が持つ知識や技能を生かす場となるとともに、子どもたちとのふれあいをとおして、地域住民の生きがいづくりや自己実現につながります。



「令和2年度 学校と地域の連携・協働の推進に関する実態調査」  
※調査対象：県内公立小・中学校、県立学校（県生涯学習課調査）

#### ② 地域づくり・まちづくりの観点から

- ・ 地域の子どもたちが集う学校を中心に地域がつながり、地区の祭りや行事などの地域の活動が活発化します。
- ・ 子どもたちへのかかわりや教育活動への参画を組織的・継続的に実施していくことで、地域の教育力の向上につながります。
- ・ 地域住民が分野を超えて連携・協働することで、新しいまちづくりやよりよい地域づくりにつながります。
- ・ 災害時における避難所運営など非常時の円滑な体制づくりや防犯対策につながります。

### (4) 地域と学校の連携・協働を充実させるために

#### ① 目的や目標の共有

これまでは、学校が決めた教育目標や目指す子ども像を具現化するために、地域の方々の力を活用するというスタンスでした。しかし、目指すところを共有することなしに協働は進みません。目的や目標を地域と学校が共有することの意味は、教育の責任を双方で受け持つということであり、地域住民も子どもたちの成長を支える当事者として主体的にかかわるようになります。

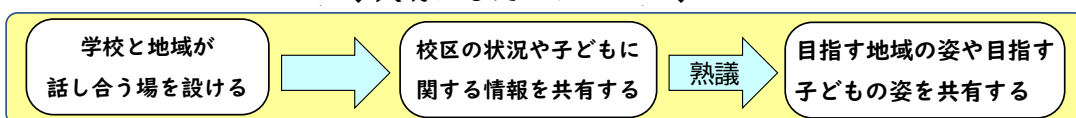
学校の教職員も保護者・地域の人たちも、子どもたちを思う気持ちはあるけれど、その思いは全く同じではありません。連携・協働を進めるためには、まずは、

その異なる見方や考え方を持ち寄って“話し合う場を設ける”ことが必要です。

次に必要なことは、学校と地域が“情報を共有する”ことです。教職員は学校内における子どもの実態についてよく分かっています。しかし、地域の人は学校の中の実態がよく分かりません。学校と保護者、地域が一つのことで議論するには、子どもたちの学力や体力、学校生活、家庭生活の様子など、目に見えるデータを持って伝え合うことで議論が深まり、子どもたちの強みや課題が見えてきます。

そして、話し合い（熟議）によって、“目指す地域の姿”や“目指す子どもの姿”を共有します。このようなプロセスにより、「他人ごと」から「自分ごと」へ、そして「自分たちごと」へと当事者意識が生まれます。

◆大切にしたいプロセス◆



② 取組の見直し・改善

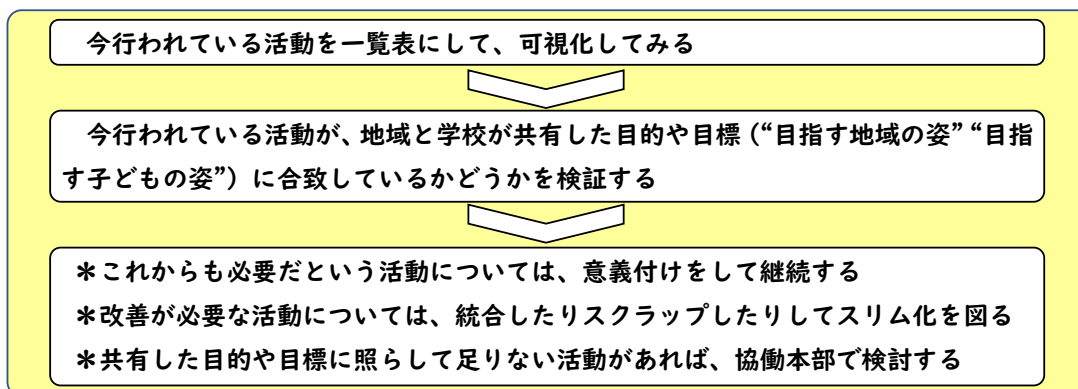
「うちの校区では、十分に地域と学校の連携はできている。なぜ変わらないといけないのか。」という声を聞くことがあります。授業支援や登下校の見守り、読み聞かせなどの地域から学校への協力活動が十分に行われている地区ほど、そのような意見が出やすいものです。

しかし、よく話を聞いてみると、“その活動を通してどんな子どもを育てたいのか”という点が地域と学校で共有されておらず、「これまでも取り組んできているから…」と、何となく継続されていることが多いものです。場合によっては、子どもたちを思う気持ちから、「あれも、これも」となりがちで、多くの活動を抱えているにもかかわらず、一度始めるとなかなかやめられないということもあるようです。

③ 活動の総点検（棚卸し）

協働活動として高めていくためには、これまでの活動の総点検をするとよいでしょう。

◆ 活動の総点検 ◆



# 參考資料



## I 自治公民館規約（例）

### 〇〇自治公民館規約

（名称）

第1条 私たちの公民館は、〇〇自治公民館（以下本館という）と称し、事務所を〇〇町〇〇番地、〇〇自治公民館内に置く。

（目的）

第2条 本館は、地区住民及び世帯相互の親睦を深めるとともに、生活の向上を図り、より良い家庭や地域づくり、住民の自治意識の高揚を目指し、地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本館は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教養・文化・生活を高める事業
- 2 生活の安全を図る事業
- 3 環境の浄化整備に関する事業
- 4 社会教育関係団体（民主団体）の育成に関する事業
- 5 青少年の健全育成、非行防止に関する事業
- 6 各種機関・団体との連絡提携に関する事業
- 7 レクリエーションに関する事業
- 8 明るく正しい選挙運動の推進に関する事業
- 9 その他目的達成に必要な事業

（構成）

第4条 本館の構成は、地区内居住の世帯をもって構成し、加入脱退は、本館地区に転入・転出の期日とする。

（役員）

第5条 本館に次の役員を置き、任期を〇年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

館長	1名	副館長	2名	（男女各1名）
書記	1名	会計	1名	
部長	〇名	副部長	〇名	班長 〇名
監事	2名	顧問	若干名	

（役員の仕事）

第6条 本館の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 館長は、本館を代表し、本館の業務を総括する。
- 2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故等あるときはその仕事を代行する。
- 3 書記・会計は、館長の指示により、書記及び会計事務にあたる。
- 4 部長は、当該事業の企画立案及び決定事項の推進にあたる。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故等あるときはその仕事を代行する。

- 6 班長は、班世帯を代表し、本館業務の推進にあたる。
- 7 監事は、本館の会計事務を年1回以上監査し総会においてその結果を報告する。
- 8 顧問は、館長の相談に応ずる。

(役員を選出)

第7条 本館の役員を選出は次のとおりとする。

- 1 館長、副館長、監事は、総会において選出する。
- 2 書記、会計、部長は、役員会の承認を得て館長が任命する。
- 3 副部長は、部長の推薦により館長が任命する。
- 4 班長は、各班世帯全員で選出する。
- 5 顧問は、役員会の承認を得て館長が委嘱する。

(専門部の設置)

第8条 本館の事業を円滑に推進するために次の専門部を置く。

1 総務部

- (1) 公民館の管理運営に関する事。
- (2) 規約・規則等に関する事。
- (3) 事業の計画・予算の編成に関する事。
- (4) 各部や民主団体の連絡調整に関する事。
- (5) その他各部に属さない事。

2 文化教養部

- (1) 各種講座等の開設に関する事。
- (2) 芸術文化活動に関する事。
- (3) その他必要な事。

3 保健体育部

- (1) 体育・レクリエーションに関する事。
- (2) 保健・衛生に関する事。
- (3) その他必要な事。

4 産業生活部

- (1) 農業、林業、漁業、商工業などの経営研修に関する事。
- (2) 生活改善に関する事。
- (3) その他必要な事。

5 広報部

- (1) 公民館報の発行等に関する事。
- (2) 各種の情報提供に関する事。
- (3) その他必要な事。

6 安全部

- (1) 交通安全に関する事。
- (2) 火災、風水害、盗難等の予防及び対策に関する事。
- (3) その他必要な事。

7 育成部

- (1) 青少年の健全育成に関する事。
- (2) 子どもの遊び場の設置、整備に関する事。

- (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (4) その他必要なこと。

(会議)

第9条 本館の会議は、総会、役員会、部長会、部会、班長会、班会とし、いずれの会議も、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決できる。

- 1 総会は、役員会及び各班長をもって構成し、館長が年1回以上招集し、次の事項について審議決定する。
  - ア 規約の制定、改廃
  - イ 前年度の事業及び決算の承認
  - ウ 役員（館長、副館長、監事）の選出
  - エ 当該年度の事業計画及び予算の承認
  - オ その他の重要事項
- 2 役員会は、副館長、書記、会計、各部長、班長で構成し、館長が随時招集するとともに、本館運営活動の企画にあたり、次の決定事項の推進にあたる。
  - ア 規約に基づく規則などの制定
  - イ 本館の運営及び事業に関する調査研究
  - ウ 主事、書記、会計、部長の任命及び顧問委嘱の承認
  - エ その他管理・運営上の重要事項
- 3 部長会は、館長が招集し、各部の連絡調整等にあたる。
- 4 部会は、部長が招集し、各部活動の企画にあたり、決定事項については、役員会の承認を得て、その推進にあたる。
- 5 班長会は、館長が招集し、各班活動等について協議し、その推進にあたる。
- 6 班会は、班長が招集し、各班の運営活動等について協議し、その推進にあたる。

(実行委員会)

第10条 本館の特別な事業を実施する場合は、実行委員会を組織して、その業務にあたることができる。

※（例）記念事業、建設事業など

(委嘱及び任期)

第11条 前条の実行委員会の委員は、館長が委嘱し、任期はその事業の終了までとする。

(規則等の制定)

第12条 本館の規約に定めてあるものの他、運営に必要な規則等は、総会において制定又は改廃できる。

※（例）運営規則、使用規定、表彰規定、慶弔規定、旅費規程など

(経費)

第13条 本館の経費は、館費、収益金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。



(会計)

第14条 本館の会計は、一般会計とする。但し、特別に事業を行う場合は、特別会計を置くことができる。

(諸帳簿)

第15条 本館に次の帳簿を備え、必要によって公開しなければならない。

- 1 公民館沿革史
- 2 議事録
- 3 公文書綴
- 4 事業計画及び予算書
- 5 金銭出納簿及び科目別整理簿
- 6 領収書等証拠書類綴
- 7 館員及び役員名簿
- 8 備品台帳
- 9 公民館日誌
- 10 写真記録帳
- 11 公民館使用許可願綴及び使用記録簿
- 12 その他必要な帳簿

(会計年度)

第16条 本館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

## 2 自治公民館の使用規定（例）

### 〇〇自治公民館使用規定

第1条 本規定は、〇〇自治公民館の使用に関して規定する。

第2条 本規定でいう部内の者とは、〇〇自治公民館の管轄区域内の区民を、また部外者とはそれ以外の者をいう。

第3条 公民館を使用する場合は、あらかじめ館長に届け出て許可を受けなければならない。

第4条 公民館を使用する者は、火災予防、器物の保全に注意し、施設あるいは器物に損傷を与えた場合は、全額を弁償するものとする。

第5条 公民館の使用後は、後片付け、清掃を確実に実施して、館長に届け出て、その確認を受けてから退去する。

第6条 公民館の使用時間は、通常午前8時から午後10時までとし、それ以外の時間に及ぶ場合は、館長の許可を受けるものとする。

第7条 部外者が社会活動のため使用する場合は、次の基準により使用料を徴収する。

1 午前8時から正午まで	円
2 正午から午後6時まで	円
3 午後6時から午後10時まで	円
4 午前8時から午後10時まで	円

第8条 営利を目的とする集会（映画、芝居、寄席など）の場合は、第7条に定める料金の1.5倍以上の料金とする。但し、そろばん、習字、音楽、塾などの使用料金は、第7条に定める料金を適用する。

第9条 公民館の燃料等を使用した場合は、実費を支弁するものとする。

第10条 県、市又は自治会等が使用する場合は、前条までに規定する義務を免除することができる。

第11条 使用料金を支払う場合は、所定の支払証明書に料金を添え、使用前に公民館会計又は管理人に支払うものとする。

第12条 本規定を改正するときは、公民館運営審議会の議決によるものとする。

#### 附 則

本規定は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

## 参考・引用文献

- 1) 公民館のあるべき姿と今日的指標（昭和42年7月 全国公民館連合会）
- 2) 生涯教育時代に即応した公民館のあり方（昭和59年3月31日 全国公民館連合会第5次専門委員会）
- 3) 新訂 よくわかる公民館のしごと（平成29年4月 全国公民館連合会）
- 4) 公民館に関する基礎資料（平成10年 国立教育会館社会教育研修所）
- 5) 公民館（文部科学省 財団法人ユネスコ・アジア文化センター）
- 6) 公民館の整備・運営の在り方について（平成3年6月 生涯学習審議会）
- 7) 令和2年度版生涯学習・社会教育行政必携（文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編集第一法規）
- 8) 公民館の手引き（平成28年3月 鹿児島県公民館連絡協議会）
- 9) 公民館の手引き（平成29年9月 長崎県公民館連絡協議会）
- 10) 公民館ハンドブック 公民館運営の道案内（平成15年8月 佐賀県公民館連合会）
- 11) 公民館運営の手引（平成12年3月 宮崎県公民館連合会）
- 12) 平成29・30年度宮崎県社会教育委員会議提言書「人々の暮らしと地域の発展に貢献する宮崎の社会教育」～地域課題を解決するプラットフォームの創造～（令和元年5月 宮崎県社会教育委員会議）
- 13) みやざきの地域と学校の連携・協働の推進（令和2年11月 宮崎県教育委員会）
- 14) 月刊公民館 2018 4月号（平成30年4月 全国公民館連合会）
- 15) 月刊公民館 2018 5月号（平成30年5月 全国公民館連合会）
- 16) 月刊公民館 2020 1月号（令和2年1月 全国公民館連合会）

明るく住みよい地域づくりをめざして

### 公民館運営の手引

令和4年5月

編集 宮崎県教育委員会

発行 宮崎県公民館連合会

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁生涯学習課内

TEL 0985-26-7245

## 新生涯学習総合情報提供システム

# 「みやざき学び応援ネット」



公民館に関する様々な情報が得られます。ぜひアクセスを！

### 主な掲載内容

- 「宮崎県公民館連合会会則」
- 「宮崎県公民館連合会組織図」
- 「宮崎県公民館連合会表彰規定・要綱」
- 「市町村の公民館設置状況」
- 「公立公民館及び公民館類似施設一覧」
- 「自治公民館一覧」
- 「県内公民館の活動事例」 など



みやざき学び  
応援ネット  
携帯サイト

お持ちの携帯からも  
情報をご覧頂けます。